

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定に基づき
「避難」・「屋内退避」が指示された地域

< 仮払補償金のお支払いの対象となる区域 >

避難区域

- ・ 福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内
- ・ 福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内

屋内退避区域

- ・ 福島第一原子力発電所から半径 20km 以上 30km 圏内

計画的避難区域・緊急時避難準備区域

(参考)「避難区域」・「屋内退避区域」・「計画的避難区域」・「緊急時避難準備区域」を含む市町村

南相馬市、飯舘村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、
広野町、葛尾村、川内村、田村市、いわき市、川俣町

※ 仮払補償金のお支払い対象となる具体的な範囲は、関係市町村との調整を踏まえて決定するものとし、詳細が決まり次第お知らせいたします。

以 上